

令和7年8月12日

報道各社 様

連絡先  
伊達市  
健康福祉部高齢福祉課  
担当：岡崎 由美  
電話 024-575-1125

事案名	養護老人ホーム措置入所者にかかる主たる扶養義務者の費用徴収額の誤りについて
発生日時	令和7年7月31日（木） 午後2時30分頃
発生場所	伊達市役所内（健康福祉部高齢福祉課）
担当部署（連絡先）	健康福祉部高齢福祉課 024-575-1125
事案の内容	<p>養護老人ホーム措置入所者にかかる主たる扶養義務者の令和7年度分費用徴収額決定のため、住民税課税状況を確認していたところ、次の2件の過年度徴収額の誤りが判明した。</p> <p>①主たる扶養義務者の認定誤り 1件 納入済額 31,500円（令和3年12月～令和4年6月分） 徴収すべき額 0円 返還額 31,500円</p> <p>②入退所月の費用徴収額の算定誤り 1件 納入済額 22,500円（令和4年12月分、令和6年1月分） 徴収すべき額 7,693円 返還額 14,807円</p>
初動対応	対象者2名に経過説明を行うとともに謝罪を行った。
今後の対応	対象者2名に対して、速やかに返還の手続きを行う。 今後は、複数の職員によるチェック体制を強化し、再発防止に努める。